

（設置）

第1条 第3次中野市生涯学習基本構想策定のため、第3次中野市生涯学習基本構想策定委員会（以下「委員会」）を設置する。

（組織）

第2条 委員会は、委員20名以内で組織し、教育委員会が依頼する。

（任期）

第3条 委員の任期は、令和7年〇月〇日から令和9年3月31日までとする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が会議の座長となる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

附則

（施行期日）

この要領は、令和7年〇月〇日から施行する。